

# 耐震改修促進法に基づく特定建築物

## 指導・助言対象

《改正(案)》

《現行》

学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム、賃貸住宅等多数の者が利用する建築物  
一律 3階・1000㎡以上

【特定建築物の(用途に応じた)規模の引き下げ】

- 避難弱者の利用する建築物の規模を引き下げ
- 一般体育館は実態にあわせて1階建てでも対象
- 幼稚園・保育所：2階・500㎡以上
- 小・中学校等：2階・1000㎡以上
- 老人ホーム等：2階・1000㎡以上
- 一般体育館：1000㎡以上(階数要件なし)
- その他の多数の者が利用する建築物：3階・1000㎡以上(現行どおり)

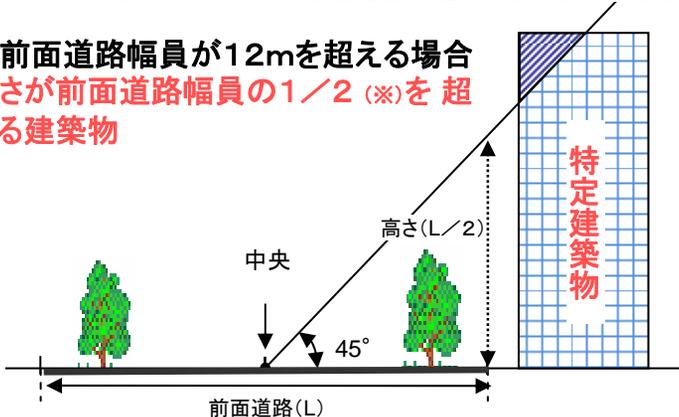
【法改正により追加した特定建築物】

- 道路閉塞させる住宅・建築物(政令により一定の高さ以上のものと規定)※下図参照
- 危険物を取り扱う建築物(政令により危険物の種類・量を規定)

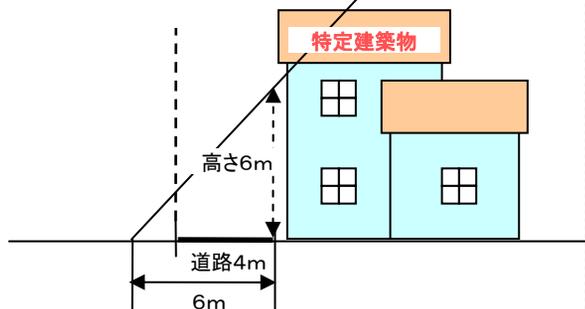
### 道路閉塞させる住宅・建築物

※多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物

①前面道路幅員が12mを超える場合  
高さが前面道路幅員の1/2(※)を超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合  
高さが6m(※)を超える建築物



※前面道路からセットバックしている場合は、セットバック分の長さを加えることとする。

## 指示・立入検査対象

《改正(案)》

《現行》

病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が利用する建築物  
一律 3階・2000㎡以上

【特定建築物の(用途に応じた)規模の引き下げ】

- ※避難弱者の利用する建築物の規模を引き下げ
- ※一般体育館は実態にあわせて1階建てでも対象
- 幼稚園・保育所：2階・750㎡以上
- 小・中学校等：2階・1500㎡以上
- 老人ホーム等：2階・2000㎡以上
- 一般体育館：2000㎡以上(階数要件なし)
- その他の不特定多数利用の建築物：3階・2000㎡以上(現行どおり)

【法改正により追加した特定建築物】

- 危険物を取り扱う建築物：500㎡以上